

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月28日現在

機関番号：32402

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16931

研究課題名(和文)越境テロリズムに対する武力行使における必要性・均衡性原則の研究

研究課題名(英文) Research on the Principles of Necessity and Proportionality on the Use of Force against terrorism

研究代表者

根本 和幸 (Nemoto, Kazuyuki)

東京国際大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：40453617

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「武力攻撃」要件の充足を除き、一国家領域内および越境して存在するテロリストに対する武力行使に伴う必要性・均衡性原則の評価基準を「時間的位相」・「主体的位相」・「場所的位相」を基軸として明確化し、位相ごとに分析した。その結果、非国家主体に対する自衛権の必要性原則は、代替手段を講じる機会の不存在だけでなく、「テロリストの所在する領域国にそれに対処する意思と能力が欠如している場合」にも同原則が充足されるという実行が生じつつあることを明確化した。非国家主体に対する武力行使における均衡性原則は、武力紛争法上の軍事目標への限定を根拠とした「目的・手段」型均衡性が採用される可能性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで「自衛権」という無限のヴェイルに包含させてきた多様な武力行使事例を、先行する原因行為の「時間的位相」(武力復仇や累積理論、先制自衛)と「主体的位相」(国家対国家の自衛と非国家主体対国家の自衛)、「場所的位相」(内戦、越境武力行使)という基軸に従い整理することで、必要性・均衡性原則の評価基準を体系化し、とりわけ、必要性・均衡性原則が、それぞれの位相ごとに機能的に評価基準が細分化されており、武力行使の制限規範として機能することを明らかにした点に学術的意義を見出すことができる。この研究は、自衛権の開始要件である「武力攻撃」の充足の判断が困難な先制的自衛権においても、制限規範の役割を担う。

研究成果の概要(英文)：This research clarified that, on the necessity principle, besides the exhaustion of or non-alternative means, in the case for the territorial state to harbor terrorists actively or not to have the will and ability to prevent the activities of the terrorist, the necessity principle is satisfied. Second points of result of this research has been led from the detail examinations of official statement of some governments and the judgement of international courts in cases which takes on the matter of the legality of the use of force. On the proportionality principle, even in the evaluation of its legality of the use of force under jus ad bellum, forces under the right of self defense with targeting limited to military objectives as a means or methods in the realm of jus in bello are considered to be satisfied. Therefore, This research successfully made it clear that in the field of international law of self defense there are some interactions between jus ad bellum and jus in bello.

研究分野：国際法学

キーワード：武力行使 自衛権 必要性原則 均衡性原則 国際連合

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者はこれまで、国家実行や国際判例を実証的に分析し、国際法上の必要性・均衡性原則の法的性質についての研究を行ってきた。その成果は「自衛権行使における必要性・均衡性原則」(村瀬信也〔編〕『自衛権の現代的展開』(東信堂、2007年5月)59-87頁)に纏めている。また、研究代表者は、「21世紀における武力紛争法の機能変化とその適用範囲 基本的条約の解釈適用の検討」(日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(A))(研究代表者村瀬信也上智大学法学部教授)の研究分担者を務め、現代における *jus in bello*、すなわち武力紛争法という武力紛争中に適用される国際法における戦闘方法の規制に関する研究を行う機会を得た。このような研究環境において、国際法上の武力行使開始の合法性の評価規範である *jus ad bellum* と武力紛争中の合法性の評価規範である *jus in bello* という、武力行使に関する伝統的な法体系を別個独立のものとして分析してきた。

(2) 上記の研究を行う過程で、とくに *jus ad bellum* に位置する自衛権行使においては、国家実行や国際判例の研究から武力行使の必要性・均衡性要件という行使態様の評価基準として *jus in bello* の規定が解釈適用されるという相互の影響関係が存在することが明らかになった。すなわち、その過程において、*jus ad bellum* と *jus in bello* という歴史的成立過程や法的基盤を異にする二つの法体系はこれまで別個独立の法規範であると理解されてきているが、近年の学説や国家実行、そして国際判例からも両者の相互影響関係を読み取ることができる。そこで、この相互影響関係と、それが伝統的な武力行使規制の法構造に与える問題についてはさらなる研究が必要であると考えに至った。

2. 研究の目的

現代の国際社会において生ずる越境テロリズムは、国際法学における伝統的な自衛権行使の検討では不十分であると考えられる。そこでは、非国家主体であるテロリストに対して、国家対国家という伝統的な自衛権解釈の前提として *jus ad bellum* (自衛権) を適用できるのだろうか。また、テロリストに対して、実効的に *jus in bello* (武力紛争法) を適用して、そこでの武力行使態様を規律しうるのだろうか。そして、領域国政府と協働して、外国国家が武力行使を行う場合、それは自衛権に基づくのか、あるいは国内法に根拠を有する「警察権」に基づくのか。これらの問題は、従来の国際法アプローチに加えて、警察権に基づく武力行使の検討の必要性を明らかにしている。実際に、非国家主体によるテロリズムは、2001年の米国によるアフガニスタン国内のアルカイダへの攻撃、2006年のレバノン国内の「ヒズボラ」に対するイスラエルの攻撃事件や2011年10月のソマリア国内の「アルシャバブ」の行為に対するケニアの攻撃事件のように頻発している。また、それらの一部は、アルカイダのオサマ・ビン・ラディンの殺害事例で明らかのように、隣国パキスタンに越境して武力行使が行われ、越境するテロリストを標的としてソマリアやフィリピンにおける軍事行動にも発展している。これらの事象を精確に認識するためには、上記の *jus ad bellum* と *jus in bello* だけではなく、越境テロリズムに対する警察権に基づく武力行使の法的性質を分析することが不可欠である。それらを踏まえ、そこでの武力行使の法的性質および相互関係を明らかにする際には、*jus ad bellum* の自衛権、*jus in bello* の武力紛争における戦闘方法、および警察権行使に基づく武力行使に共通する行使態様規制である「必要性」および「均衡性」原則からの分析が有用である。それに基づくことで、適切な法的評価を導くことが可能となる。

3. 研究の方法

(1) 越境テロリズムという現代的現象を実証的に調査し、分析する。

(2) 平成 28 年度は、越境テロリズムに対抗するための武力行使に対して、従来の *jus ad bellum* と *jus in bello* がその行使態様を実効的に規律しうるかどうかを検討する。とくに、テロリストの領域国の同意および協働に基づく外国国家の武力行使という新たな現象の解明を行う。

(3) 平成 29 年度は、前年度までの研究を踏まえて、越境するテロリズムに対する武力行使の行使態様規制の機能を担いうる必要性・均衡性原則の評価基準と法的性質を明らかにする。

4. 研究成果

本研究は、自衛権の発動要件である「武力攻撃」要件の充足を除き、一国家領域内および越境して存在するテロリストに対する武力行使に伴う必要性・均衡性原則の評価基準を「時間的位相」・「主体的位相」・「場所的位相」を基軸として明確化し、位相ごとに分析した。

自衛権の必要性原則は、これまで、一般に「差し迫って圧倒的な自衛の必要性があること」や「熟慮をしている期間がないこと」、「相手国の攻撃を撃退するのに他の手段がないこと」とされてきた。国家間武力行使においては、平和的解決の消尽との関係で必要性原則を捉え、平和的解決が尽くされて武力以外の他の手段がない場合に、自衛権行使の必要性が充足されるという見解（代替手段の不可能性）も、必要性要件の一つの評価基準として妥当しうる。しかしながら、非国家主体に対する自衛権行使としての武力行使においては、テロリストという非国家主体が平和的解決手続に応じることは考えられず、この基準の実効性は弱いと考えられる。第二の評価基準として、時間的即時性としての必要性がある。この考え方は、武力攻撃が発生して被害が生じた場合には即座に反撃し、その後、攻撃が収束したときには、自衛権は終了するという即時性（*immediacy*）を意味する。しかしながら、この即時性も、2001 年の米国同時多発テロに代表される一連の対テロリズム武力行使においては、先行行為からの時間的経過がある場合においても必要性を充足するという見解も強く主張されており、国家実行との相容れない部分も生じている。この点につき、とりわけ本研究課題における非国家主体に対する武力行使において、近年の国家実行で散見されるとともに、学説の展開においても主張されるものとして、「テロリストの所在する領域国にそれに対処する意思と能力が欠如している場合」にも同原則が充足されるという実行がある。たとえば、いわゆる「イスラム国（ISIL）」がシリアやイラク領域の中での支配を拡大すると、米国は、「自国にテロリズムの脅威が存在する領域国が、テロ攻撃のための領域の使用の防止を行う意思と能力が欠如している場合には、国連憲章第 51 条の個別的・集団的自衛の固有の権利に従って国家は自国を防衛しえなければならない」と主張して、2014 年 9 月、シリアに自衛権に基づく武力行使を開始している。本研究課題においては、この「領域国の意思能力欠如（*unwilling or unable*）」要件の法的性質と国際法上の位置づけを検討することを目的とせず、研究課題の遂行過程において、新たに検討すべき課題として認識した次第である。少なくとも、国家が自衛権に基づいてテロリストに対して武力を行使する際には、領域国の同意の有無にかかわらず、この「領域国の意思能力欠如」要件を重視して、武力を行使する国家実行が累積してきている。この「領域国の意思能力欠如」の判断基準が確立していない現状においては、テロリストに対する自衛権行使に伴う主観化がいつそう危惧されることになることは言うまでもない。

次に、非国家主体に対する武力行使における均衡性原則は、武力紛争法上の軍事目標への限定を根拠とした「目的・手段」型均衡性が採用される可能性を明らかにした。本研究の研究手法として、伝統的な「国家対国家」という構図の自衛権概念との比較において、非伝統的な「非国家主体対国家」型の内戦および越境テロリストに対する自衛権行使および警察権に基づく武力行使において、必要性・均衡性原則はどのような法的性質を帯びるのかを明確化することを目的としていた。その際の研究手法として、従来は個別に論じられてきた「時間的」・「主体的」・「場所的」位相を、必要性・均衡性原則の観点から体系的に論じ、第一に、自衛権を発動させる先行原因行為における「時間的位相」が変化する場合を設定した。自衛権行使時を基準として、原因行為発生の時間的位相を「過去に」移動させた場合、その分析対象はテロリズムに対する武力行使における過去の原因行為となり、「復讐」として評価される事例である。しかし、現実には「行為の累積」に基づき自衛権の名の下で正当化されてきた。同様にこの時間的位相を「未来に」移動させる場合、2003 年対イラク武力行使でも動員されたような先制的自衛権と位置付けられる。第二に、「主体的位相」は、「非国家主体対国家」という構図が、従来からの国家対国家を前提とした自衛権の必要性・均衡性原則にどのような影響を与えるかを検討した。この主体的位相の変化は、とりわけ非国家主体に対する武力行使においては注目に値する。すなわち、一連の国家実行の分析から、伝統的な「相互主義的な」均衡性の評価基準は必ずしも妥当せず、原因行為と自衛行為との均衡性ではなく、むしろ、自衛行為者側のみの「行為とその目的」との均衡性でよとする「目的手段型」均衡性要件が採用される可能性が高いことが明らかになった。そして、その場合には、テロリストを標的とした殺害（*target killing*）であるがゆえに、*jus in bello* 上、目標を合法的に選定に際して軍事目標主義を貫徹していることを、*jus ad bellum* 上の武力行使の正当化根拠として主張されうる点は、強調されるべき点である。標的殺害、またはターゲット・キリング行為が独立の武力行使の正当化根拠として論じられる

ことも指摘し得るが、しかし、それは十分な根拠を獲得しているわけではなく、本研究の結論としては、自衛権に基づく武力行使における均衡性要件の評価の中で扱われるものとの結論を導出した。

最後に、非国家主体に対する武力行使における必要性要件との関連で明確化した「領域国の意思能力欠如」要件が、必要性要件に内在的に存在するものかどうかは、今後の不可欠な研究課題として残されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

根本 和幸、非国家主体に対する武力紛争における *jus ad bellum* の継続適用の意義—アフガニスタンにおける対テロリズム紛争の検討—、国際法外交雑誌、査読有り、114 巻 3 号、2015 年、251-274

根本 和幸、国際テロリズムに対する武力行使、法学セミナー、査読無し、765 号、37-42

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

根本 和幸、水田周平、日本と世界の領土問題、帝国書院、2016 年、8-15、22-31、26-31、50-61

根本 和幸 他、国際法の実践、信山社、2015 年、87-126

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。